

富山県まちなか活性化応援モデル事業補助金交付事務取扱要領

- 1 富山県まちなか活性化応援モデル事業補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号）及び富山県まちなか活性化応援モデル事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 要綱第2条第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助の対象としないものとする。
 - (1) 富山県から指名停止措置を受けている者
 - (2) 富山県税を滞納している者
 - (3) 公序良俗に反する活動を行っている者
 - (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - (5) 事業主又は役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められる者
- 3 要綱第2条第1号イに定める「任意団体」とは、次の事項に該当する団体をいう。
 - (1) 約款、規約等により代表者の定めがあること
 - (2) 県内を主な活動範囲とすること
- 4 要綱第4条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助の対象としないものとする。
 - (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
 - (2) この補助金の交付申請事業年度内に事業完了が見込まれない事業
 - (3) 継続的に開催する事業
 - (4) その他補助することが適当でないと認められる事業
- 5 要綱第4条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費から除外するものとする。
 - (1) 事業の全部を委託する場合の経費
 - (2) 補助事業者の人件費
 - (3) 各種許認可の申請に要する経費
 - (4) 飲食・物品（景品）の提供に要する経費
 - (5) 参加者等からの費用弁償で賄われている経費
 - (6) この補助金の交付決定前に着手した部分又は終了した部分に係る経費

(7) その他補助金を交付することが適当でない認められる経費

6 補助事業者は、商工団体等や市町村と十分な連携のもとに事業を実施すること。

附 則

この要領は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。